

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	南菩提寺 (南菩提寺町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域総農業面積総面積約35haの内地域外の認定農業者等が8ha余りを耕作している。
現状実際の地域内農業者は高齢化していながら後継者がいない農業者がほとんどで今後に対する不安も大きい。
出来るだけ集落営農法人に集約化を進めつつも、その他の認定農業者や団体とも連携して農地を守っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

良質な米が収穫できる地域であり、主要作物は水稻としつつ、ローテーションで小麦、大豆の転作もしていく。
但し、地域の土地は粘土質軟弱地が多く転作には向いていない圃場も多いことから転作ローテーションの方法は
更に工夫を重ねていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を地域の農業委員等と調整しながら進める。出来るだけ栽培作物の集積・集約化(団地化)は図ろうとするものの、圃場地権者については出来るだけ個々人の希望を叶えられる様に配慮していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営移行を踏まえ、段階的に集約化する。その際地域の農業委員等と調整し、所有者の貸付意向時期にも十分配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・軟弱圃場の多くが用水路からの漏水が原因である場合が多いことから用水路の補修、水口の修理に取組む。 ・排水路に面した畦畔や尻水戸が崩れている箇所が散見されるので積極的に補修していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状既に幾つかの地域外認定農業者が入り込んでいるので、これら認定農業者等とは友好関係を維持していく。 どちらかと言うと地域農業の規模拡大に向けた動きが多いが、当地区として小さな組織や個人が細かく耕作していくことに関しても別段厭わない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンによる防除作業、乗用管理機による施肥、薬剤散布や特殊コンバインを使った大豆の刈取り作業等は委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②まるごと事業に呼応した環境こだわり農作物。
 ③GPS田植機、乗用管理機(ビーグル)やドローンを使った農薬・肥料散布の推進。(但し、外部業者に委託も含む)
 ⑦用・排水路が古くなってきているので管理、整備に細心の注意。(農用地のまるごと保全)
 ⑧老朽化している農業倉庫の改修。